

滋賀県告示第 131 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第103号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定するえびたつべ漁業、同項第 8 号に規定するよし巻漁業、同項第 9 号に規定するかご漁業、同項第10号に規定する竹筒漁業、同項第11号に規定する延縄漁業および同項第12号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 28 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の 馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
えびたつべ 漁業（動力 漁船を使用 するもの）	定数なし	5 トン以下	127キロワッ ト以下	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
えびたつべ 漁業（動力 漁船を使用 しないも の）	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7 月 20 日 から翌年 4 月 30 日 まで	滋賀県に 住所を有 する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に 住所を有 する者
引縄釣漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	12 月 1 日 から翌年 9 月 30 日 まで	滋賀県に 住所を有 する者

2 申請期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで